



令和6年度 交野市非課税世帯支援給付金 (非課税世帯・こども加算) について

交野市では、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、国の交付金を活用して、令和6年度住民税均等割が非課税の世帯に対して、1世帯あたり3万円を給付します。また、こども加算として児童1人あたり2万円を給付します。

対象世帯

基準日(令和6年12月13日)時点で交野市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

こども加算対象児童／上記世帯で扶養中の平成18年4月2日以降生まれの児童

★対象外となる場合

- ・住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯
- ・租税条約に基づく課税免除の適用を受けている場合
- ・均等割課税相当の収入があるが、住民税が未申告の方が世帯の中にいる場合
- ・他の市町村で、すでに非課税世帯に対する同様の給付金(1世帯あたり3万円+児童1人あたり2万円)を受給した世帯の世帯主を含む世帯

支給額

1世帯あたり3万円 + 児童1人あたり2万円

手続方法

「支給のお知らせ」が届いた場合・・・基本的に手続き不要

- ・「支給のお知らせ」に、支給予定額、振込予定日、振込先口座(「マイナポータルに登録済の公金受取口座」または「今までに交野市から給付金を振り込んだ口座」)を記載しています。
- ・他の市町村で同様の給付金を既に受給している場合など、上記の対象世帯の要件に該当しない世帯は、2月12日(水)までにご連絡ください。
- ・振込口座を変更する場合や給付金を辞退する場合は、2月12日(水)までにご連絡ください。なお、振込口座を変更する場合は、支給日が数週間遅れます。

その他

この給付金は非課税です。また、差し押さえの対象ではありません。

給付金の「振込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

ご自宅や職場に市役所や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記の電話や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ
手続き連絡先

交野市臨時特別給付金推進室 平日9:00~17:30(土・日・祝日のぞく)
0120-093-192 (フリーダイヤル)
072-892-0121 (市役所代表番号)